

**住宅瑕疵にかかる保険事故情報等を
収集・分析・活用するための仕組みの構築に関する事業**

平成28年7月12日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

次のとおり、住宅瑕疵にかかる保険事故情報等を収集・分析・活用するための仕組みの構築に関する事業を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

1 事業概要

(1) 事業名

住宅瑕疵保険にかかる保険事故情報等を収集・分析・活用するための仕組みの構築に関する事業

(2) 事業目的

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が平成21年10月に施行されてから現在に至るまで、住宅瑕疵担保責任保険の契約において保険金の支払いの対象となった保険事故情報が蓄積されている。(平成28年4月末時点で約3,000件) この事故情報を第三者的立場の機関が収集・分析する仕組みを構築し、住宅事業者の事故の低減と技術力の向上、住宅の瑕疵や不具合の発生の予防、適切な維持管理等にかかる一般消費者の啓発、施工中の検査方法の改善や保険料水準の検証等の取組みを進め、国民の住生活の向上及び住宅産業全体の健全な発展に貢献することを目的とする。

(3) 事業内容

住宅瑕疵担保責任保険の保険事故情報を効果的かつ効率的に収集・分析・活用するための仕組みを構築する事業が対象となる。具体的には、住宅事業者の技術力の向上、住宅の瑕疵や不具合の発生の予防、適切な維持管理等にかかる一般消費者の啓発、施工中の検査方法の改善や保険料水準の検証等の取組みを推進するため、①保険事故情報を収集し、データベースを整備する事業、②保険事故情報を専門的な見地から分析する仕組みを検討し実施する事業、及び③保険事故情報を住宅事業者や消費者、住宅瑕疵担保責任保険法人等に対して活用するために必要な仕組みを検討し実施する事業を対象とする。

(4) 事業実施期間

本事業の実施期間は以下のとおり予定している。

平成28年8月中旬 ～ 平成29年3月21日

2 補助対象事業者の要件

次の要件の全てを満たす民間事業者等とする。

- ・補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な実施体制を有していること。
- ・事業の実施方針、事業のフロー、事業工程計画を具体的に示す能力を有すること。
- ・補助事業にかかる経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ・補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ・補助事業で知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- ・補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な実施体制を有していること。
- ・「住宅瑕疵担保履行制度の新たな展開に向けた研究委員会の保険事故情報等の収集・分析・活用WG報告書（平成28年3月）」の内容を理解している者
- ・住宅の瑕疵による事故に関する知識を有する者
- ・住宅瑕疵担保責任保険の保険事故情報を利害関係がなく中立的な立場で扱える者

3 提案の手続等

(1) 募集要領の交付期間、提案書の提出期限等

(イ) 募集要領の交付期間

平成28年7月12日から平成28年8月12日まで

(ロ) 募集要領の交付方法

募集要領の交付を希望する場合は、予め(ニ)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX、または電子メールにより交付。

(ハ) 応募書類の提出期限

平成28年8月12日18時00分まで

(ニ) 応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 今北

電話 03-5253-8111(内線 39449) FAX 03-5253-1629

電子メール imakita-e2a8@mlit.go.jp

(2) 応募書類の提出方法

詳細は募集要領を参照。

6 補助金交付候補者の選定方法

住宅瑕疵にかかる保険事故情報等を収集・分析・活用するための仕組みの構築に関する補助事業を行う者に対する補助事業の開始についての公募要領に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定する。この際、必要に応じ

て、ヒアリングを実施することがある。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)(ニ)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は公募要領による。